

都市計画審議会資料

令和 4 年 1 1 月 2 2 日  
都市整備部都市計画課  
環境部ごみ対策課

## 案件 1

小金井都市計画ごみ処理場の変更について

(付議)

小金井都市計画ごみ処理場の変更（小金井市決定）

小金井都市計画ごみ処理場 第1号 小金井市粗大不燃ごみ処理場を次のように変更する。

計画書（小金井都市計画ごみ処理場 第1号 小金井市資源物処理施設）

| 名称  |             | 位置            | 面積     | 備考              |
|-----|-------------|---------------|--------|-----------------|
| 番号  | ごみ処理場名      |               |        |                 |
| 第1号 | 小金井市資源物処理施設 | 小金井市貫井北町一丁目地内 | 約0.5ha | 処理能力 25.9 t /5h |

「区域は計画図のとおり」

理由 燃やさないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理業務を行う小金井市粗大不燃ごみ処理場について、耐用年数が近づいており、施設更新の必要が生じたため、プラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びん、金属の処理等を行う資源物処理施設として整備することとなった。そのため、現在の敷地から約0.5ヘクタールに面積を変更すること、及び、処理する廃棄物の種類を変更するにあたり「第1号 小金井市資源物処理施設」に名称を変更することについて都市計画変更をするものである。

変更概要

| 名称              | 変更事項   |
|-----------------|--|
| 第1号 小金井市資源物処理施設 | 1 名称の変更 小金井市粗大不燃ごみ処理場 → 小金井市資源物処理施設<br>2 区域・面積の変更 約0.4ha → 約0.5ha<br>3 処理能力 30 t /5 h → 25.9t/5h |

# 小金井都市計画 ごみ処理場資源物処理施設 総括図

(小金井市決定)



| 凡 例 |               |
|-----|---------------|
|     | 都市計画道路        |
|     | 都市高速鉄道        |
|     | 都市計画公園・墓園     |
|     | 都市計画ごみ焼却場・処理場 |
|     | 都市計画河川        |
|     | 一団地の住宅施設      |
|     | 特別緑地保全地区      |
|     | 地区計画区域        |
|     | 高度利用地区        |
|     | 市街地再開発事業区域    |
|     | 土地区画整理事業区域    |

| 種 別 | 建築制限   | 高さ     |
|-----|--------|--------|
|     | 建築制限なし | 高さ制限なし |
|     | 建築制限あり | 高さ制限あり |
|     | 建築制限あり | 高さ制限あり |

(注) ただし、用途地域等の制限と比較し、制限の厳しい場合は適用される。

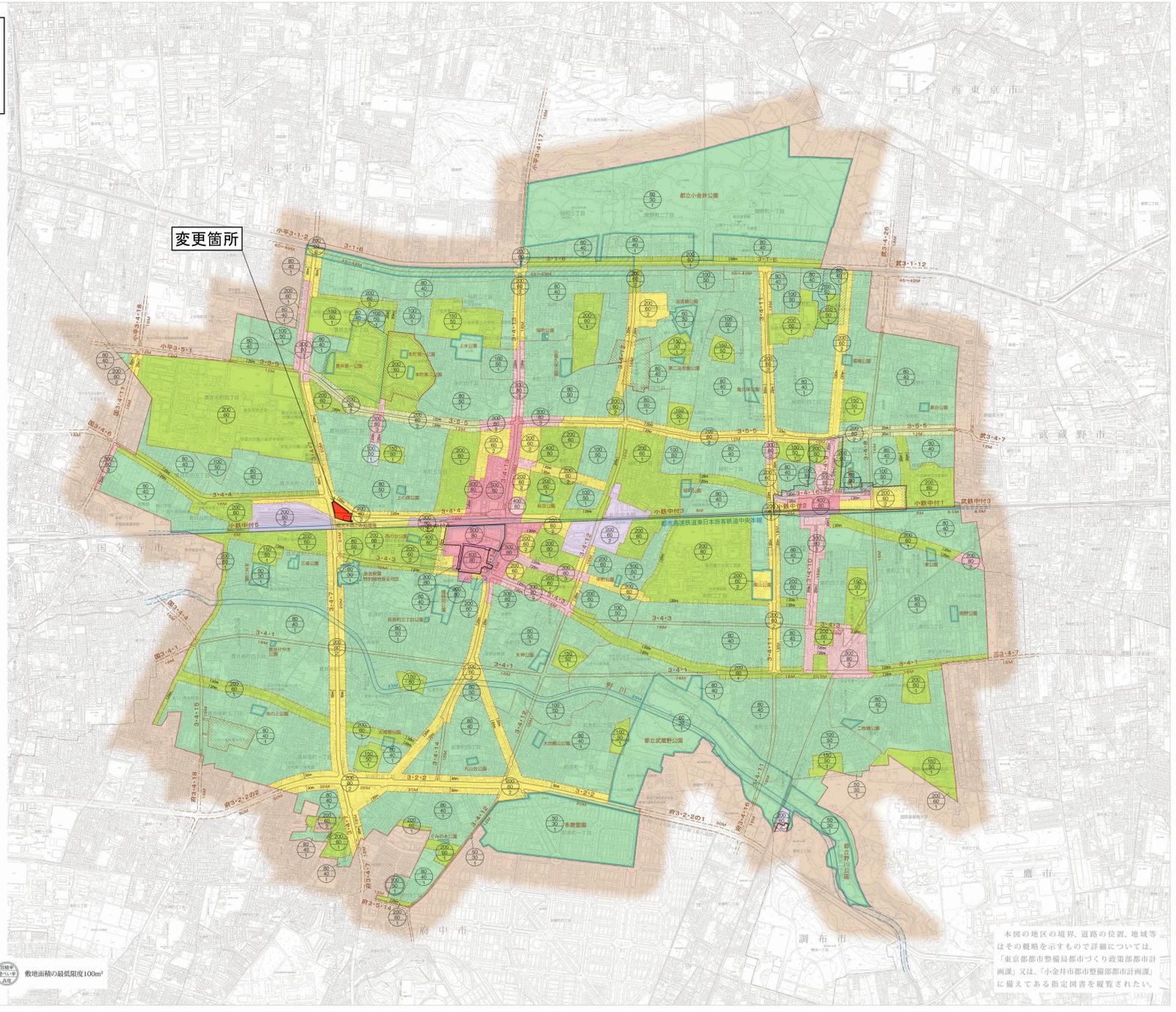
● 地域地区境界線にして道路・河川・鉄道等によるもの  
○ 地域地区境界線にして道路・河川・鉄道等によるもの

● 地域地区および日影規制

| 表示 | 用途地域         | 建物の高さの制限 | 日照時間  | 日影規制  | 制限される日影時間 | 制限される建物の高さ |
|----|--------------|----------|-------|-------|-----------|------------|
| 住  | 第一種低層住居専用地域  | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 1.5m       |
|    | 第一種低層住居専用地域  | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 1.5m       |
|    | 第一種低層住居専用地域  | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 1.5m       |
|    | 第一種低層住居専用地域  | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 1.5m       |
|    | 第一種中層住居専用地域  | 10m      | 準防火地域 | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 第一種中層住居専用地域  | 10m      | 準防火地域 | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
| 商  | 第一種中高層住居専用地域 | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 4m         |
|    | 第一種中高層住居専用地域 | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 4m         |
|    | 第一種中高層住居専用地域 | 10m      | (-)   | 3時間以上 | 2時間以上     | 4m         |
| 業  | 準工業地域        | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 近隣商業地域       | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 近隣商業地域       | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 近隣商業地域       | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
| 系  | 商業地域         | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 商業地域         | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |
|    | 商業地域         | 10m      | (-)   | 4時間以上 | 2.5時間以上   | 4m         |

制限対象外

● 敷地面積の最低限度100㎡



本図の地区の境界、道路の位置、地域等は、その趣旨を示すもので詳細については、「東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課」又は、「小金井市都市整備部都市計画課」に備えてある指定図書を閲覧されたい。

1.この図面は、建築制限及び(準)ネットマップ等の制限を受けて、東京圏内2,000分の1の縮尺を使用して作成したものである。  
 2.この図面は、東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課(〒160-8501)より提供されたものである。  
 3.この図面は、東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課(〒160-8501)より提供されたものである。  
 4.この図面は、東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課(〒160-8501)より提供されたものである。  
 5.この図面は、東京都庁整備局都市づくり政策部都市計画課(〒160-8501)より提供されたものである。

# 小金井都市計画ごみ処理場 第1号 小金井市資源物処理施設 計画図 (小金井市決定)



# 都市計画の案の理由書

## 1 種類・名称

小金井都市計画ごみ処理場

第1号 小金井市粗大不燃ごみ処理場

## 2 理由

小金井市粗大不燃ごみ処理場（以下、「中間処理場」という。）の位置する場所は、「小金井市都市計画マスタープラン（令和4年8月）」において、「貫井北町の資源物処理施設は、整備を進め、効率性・経済性に優れ、環境と安全に十分配慮し、市民に開かれた、安全・安心・安定的な適正処理を推進します」と定めており、整備を進めるところである。

この中間処理場は、燃やさないごみ、粗大ごみの破碎・選別処理業務を行う施設であり、小金井都市計画道路3・4・4号線（市道第815号線）、3・4・7号線及び小金井都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線に隣接する現在の敷地において、昭和58年度に都市計画決定し、昭和61年度に稼働を開始した。

建設から30年以上経過し、施設の耐用年数が近づいており、施設更新の必要が生じたことから、燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物の処理について、循環型社会の形成に資する施設の再配置を進め、適正処理の維持を図ることを目的とした「小金井市清掃関連施設整備基本計画」を平成29年度末に策定し、中間処理場敷地にて、プラスチックごみ、空き缶、ペットボトル、びん、金属の処理等を行う資源物処理施設として整備することとなった。

これらの計画等を踏まえ、資源物処理施設整備にあたり、現在の敷地から約0.5ヘクタールに面積を変更すること、及び、処理する廃棄物の種類を変更するにあたり「第1号 小金井市資源物処理施設」に名称を変更することについて都市計画変更をするものである。